

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の賦課状況及び
新たな保険料の軽減策等について

平成19年中の所得に基づき決定した平成20年度保険料及び国が決定した新たな保険料の軽減策等について、以下により報告する。

1. 賦課決定額

特別徴収	20,105 人	1,334,489,000 円	7月25日決定通知書発送
普通徴収	4,582 人	998,605,900 円	7月18日決定通知書発送
併徴分	3,429 人	406,837,600 円	7月18日決定通知書発送
合計	28,116 人	2,739,932,500 円	

併徴分の主なものは、仮徴収判定時には特別徴収であったが、本算定の保険料が1/2判定により年金から引くことが出来ないため普通徴収になった場合、とは逆に、仮徴収判定時には普通徴収であったため、7～9月分は普通徴収となったが、本算定により特別徴収が可能となったため、10月以降特別徴収となった場合。

2. 国が決定した新たな保険料の軽減策等の主な内容

（平成20年6月18日厚生労働省事務連絡抜粋）

- 平成20年度は7割軽減世帯を一律8.5割軽減措置とする。
- 平成21年度は7割軽減世帯のうち、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の所得無）の世帯について9割軽減とする。
- 所得割を負担する方のうち、旧ただし書き所得58万円以下の方については、所得割を50%軽減する。
- 普通徴収の対象者を拡大する。（国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合 連帯納付義務者がいる者でその口座振替により納付する場合、申し出により普通徴収が出来る。）
- 終末期相談支援料については平成20年6月30日をもって凍結する。
- 一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に関する相談対応について、区市町村の役割を明確にする。
- 資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前通りの運用とし、その方針を徹底する。

保険料の軽減イメージ(平成20年度)(案)

2人世帯(夫婦世帯で妻の年金135万円以下の場合)

